

## 令和元年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	伊 藤 博 臣
福 祉 子 ども 課 長	花 村 定 行
教 育 文 化 課 長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第2号）

令和元年9月13日（金曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） おはようございます。

それでは、きょうから議会を再開させていただきます。よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1つは選挙権の行使についてです。私は、6月議会での選挙の投票率の低下の一つの要因ではないかとして、小選挙区制について質問をさせていただきました。

また、国民の基本的な権利としても大切な参政権である選挙権を行使する方法について、このたび改めて選挙管理委員会の資料を見ますと、投票所での投票のほか、選挙期日に投票に行けない、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけている、海外に住んでいるなどさまざまな状況を考慮した投票の仕組みがありました。それには、期日前投票と不在者投票という制度があるようです。

不在者投票制度には、1から6まであり、順次質問していきたいと思いますが、投票日に投票所に行けない方は、期日前投票のほか不在者投票をすることができる。また、その不在者投票には指定病院等に入院している方などはその施設内で不在者投票ができるとあります。

そして、不在者投票の中に期日前投票以外があるわけですが、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票、国外における不在者投票、国政選挙のみですが洋上投票と南極投票と制度がこのようにあるようです。まず、不在者投票については、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の手続をするようですが、詳しくは選挙管理委員の方に説明をしていただきたいと思います。

選挙の投票の制度が幾つかあることがわかりましたが、不在者投票についての投票方法について大きく説明をしていただきたいと思います。笠松町にいない町外に出ている人たちが、選挙権を行使するための方法の手続の仕方について、選挙管理委員会で説明をしていただけたらと思います。

もう一つ、私が気にしているのは、指定病院や老人ホームについて、指定されたところとい

うことですが、これが笠松町ではどのようなになっているのか、まずお尋ねします。

次に、投票したことのあかしとして投票済証の発行がされていることを知りました。公職選挙法による法的義務ではないと思いますが、岐阜県下では全ての自治体で発行されているとのことです。町民の方から、投票済証を議員や会社が集めているのは投票の自由という点でおかしいよねと言われました。投票済証の発行はいつごろから始まり、どのような理由で始まったのかお尋ねします。

2つ目の質問ですが、10月から消費税率が10%へ引き上げになります。消費税10%が強行されようとしています。政府が増税対策として打ち出したプレミアム商品券は、8月から申請が役場で始まっています。対象者は、住民税非課税の人、3歳未満の乳幼児がいる世帯で、最大2万5,000円の商品券が2万円で購入できる。そして、その商品券で、笠松町内で指定された店で買い物をする制度が行われようとしています。

笠松の非課税世帯の対象人数、3歳未満児を持つ世帯数、指定された店はどれだけかをお尋ねします。そして、申請状況についてもお尋ねします。

また、複数税率やポイント還元などややこしく、消費者や業者から不安や心配の声が上がり、中小企業や日本の経済の先行きを心配する声までも上がり、今からでも中止の声が上がっています。私も中止を決断すべきだと思っていますが、消費税の増税についての町長のお考えをお尋ねします。

そして、今年度の町の財政への影響はどのようなのかお尋ねするとともに、保育料の無償化、それに伴っての給食費の徴収、使用料への転嫁、資材や物品の購入や支払いなど町の財政にも大きな影響を示すと思いますが、その町の経済に影響するのはどのようなのか、それぞれにお尋ねをします。

10月から実施されます3歳から5歳の幼児教育・保育の無償化に伴う給食費、主食費と副食費については無償の対象にならないということですが、どのような対応になったのか、町の取り組みをお尋ねします。

そして、主食費、副食費はおのどのくらいになるのか、お尋ねします。

また、ゼロ歳から2歳児についても住民税非課税世帯を対象に利用料が無償化されるということですが、その対象者は何世帯で、何人になるのかお尋ねします。

3つ目に、中高生の妊娠・出産についてお尋ねします。

中高生の妊娠・出産についてですが、この年齢の妊娠の多くはさまざまな問題を抱えた妊娠で精神的・身体的リスクも高いと思いますが、現実には妊娠してしまったという、中高生をどう支援するかは大切な問題だと思います。特に、女性の今後の生き方にも大きくかかわってまいりますので、思うことなんです、高校生になるかと思いますが、妊娠を理由として退学処分や自主退学ではなく、学業を全うできる前向きな対処をすることが大切だと考えます。予期せ

ぬ妊娠でリスクや不利益を背負うのは女性です。

国務大臣の野田聖子さんによりますと、日本の人工妊娠中絶は、年間約17万件とされていますが、妊娠したことを保護者や先生に言えなくて、統計にあらわれない方法で中絶しているケースも考えられるので、実際にはこれより多いと言われますと述べられていますが、生まれてくる命も、妊娠もとうといものです。

日本性教育協会によりますと、15歳以下の妊娠中絶は839件、中絶率の8割、16歳の妊娠中絶は1,452件、中絶率は7割とのことです。性について、避妊方法も含めて思春期から正しい知識を得て、自分の身を守る手段として学び取るような取り組みとともに、望まない妊娠であればあるほど彼女に寄り添い、本人の意思を大切にを進めることを望むものですが、中学生の妊娠という状況はこれまでにあったでしょうか、お尋ねします。

中学校での性教育についての取り組みについて、なおお聞かせください。よろしくお願いたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんの御質問に対する答弁をさせていただきます。なお、私にとって初めての答弁ですので、幾分緊張しておりますが、一生懸命答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず最初に選挙権の行使等について、指定病院や老人ホームにおける不在者投票についてのお尋ねでございます。

現在、笠松町において不在者投票を行うことができる指定病院等の施設は松波総合病院、まつなみ老人保健施設、愛生病院、シルバーポートふれあいの家、リバーサイド笠松園の5施設であります。不在者投票の手続きは、まず入院・入所されている方の申請に基づき、不在者投票管理者である指定病院等の長が投票用紙を選挙管理委員会に請求していただくこととなります。

その後、選挙管理委員会から送付された投票用紙を用いて、選挙期日の告示があった日の翌日から投票日の前日までの期間に、指定病院等の長の管理のもと、施設内の所定の場所で投票を行っていただきます。指定病院等の長はそれらの投票用紙を取りまとめ、当該選挙管理委員会に送致する流れとなります。なお、指定病院等は施設の申請に基づき、県選挙管理委員会が指定するものであります。

続きまして、投票済証の発行はいつごろから始まり、どのような理由で始まったかのお尋ねでございます。

笠松町において、投票済証の発行を始めた明確な時期や理由は確認できませんが、現在は、投票された方からの御要望を受けて、行政サービスの一環として投票済証を交付しているとこ

るであります。投票済証を交付することで、投票に行くきっかけづくりになればと考えており、ひいては選挙に対する関心が高まり、投票率向上につながることを期待するところであります。

続きまして、10月から消費税率10%への引き上げについて、この中での町長の見解はどのようなものかというお尋ねでございますが、少子・高齢化が進み、医療・介護・年金などの社会保障費がふえ続ける中、消費税率の引き上げは今後も継続して充実した社会保障制度を次世代に引き渡していくために必要な財源であり、景気による影響が少なく、現役世代など特定の世代に負担が偏らない広く全体で負担を分かち合うことができる税であると認識しており、財政の健全化を図るためには消費税の増税は必要な手段であると考えております。

政府におきましては、消費税率の引き上げの実施に伴う影響緩和策として、飲食料品等の税率を据え置く軽減税率制度の導入や、キャッシュレス決済によるポイント還元、プレミアムつき商品券など、引き上げ前後の消費を平準化するため、さまざまな施策を展開し、来年度もマイナンバーカードを活用する自治体ポイント事業など、継続して支援策を講じるものとしており、これらにより、今のところ大きく目立った駆け込み需要も見られず、町民の皆様の生活への影響は大きいものではないと考えております。

続きまして、今年度、町財政への影響はどのようになるかとお尋ねにお答えします。町財政における影響ではありますが、今年度、歳出予算における増税影響分については、下半期の需用費や委託費、工事請負費などを税率10%で見込み、約1,600万円程度の増額になると試算しております。対する歳入は、消費税の増税時にあわせて導入される自動車税環境性能割について、税率1%を軽減する特例措置を講じ、この措置による減収分は地方特例交付金と補填され、その見込みを増額して予算計上しております。

また、地方消費税交付金においても、国、県からの交付時期を考慮して、増税により生じる増収分を見込んで予算計上しております。これら歳入の増税による追加分と歳出の増額分ではおおむね相殺されるものと想定しており、町財政への大きな影響はないものと考えております。

公共施設を初め、巡回町民バスや自転車駐輪場などの使用料につきましては、消費税の引き上げ分を料金に上乗せすることはございません。10月1日以降の資材や物品の購入につきましては、請求されます適正な消費税を支出したいと思います。

続きまして、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費についてのお尋ねでございますが、給食費の取り扱いにつきましては、現在、保育所では御飯等の主食費は、保護者が施設に納めており、また、おかず等の副食費は保育料の一部として保護者が町に納めております。また、幼稚園においては、主食費、副食費とも保護者が施設に納めております。

今後、幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費については、基本的には保護者の負担とするという国の考え方であるので、主食費、副食費ともに保護者の方が施設に納めていただくこととなります。

ただし、年収360万円未満相当の世帯の子供と、小学校就学前の子供からカウントして第3子以降の子供は副食費が免除となります。このような仕組みの中、現在、町独自の施策において、小学校3年生からカウントして第3子以降の子供が無償になっている世帯については、国の制度の対象外となりますが、多子世帯の負担軽減と子育て支援の観点から町独自の施策として、副食費を免除してまいります。

続きまして、ゼロ歳から2歳児における無償化の対象についてのお尋ねでございますが、幼児教育・保育の無償化の対象につきましては、3歳児から小学校入学前までの全ての子供と、ゼロ歳から2歳児までの住民税非課税世帯の子供を対象に保育料が無償化されます。さらに、多子世帯の負担軽減の観点から国の現行制度が継続され、小学校就学前の子供からカウントして第2子は半額、第3子以降は無償となります。

なお、先ほど答弁いたしましたように、町独自の施策において小学校3年生からカウントして第3子以降の子供が無償となっている世帯につきましては、今後も引き続き町独自施策として無償化を継続してまいります。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 3番目の御質問、中高生の妊娠・出産についてお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、平成30年3月29日に、文部科学省より、公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応について、この通知が発出されました。

この通知によりますと、平成27年4月から平成29年3月までの2年度間、この間に生徒の妊娠の事実を学校が把握した件数というのが、2,098件ということでございます。その件数の多さに驚いているところでございます。また、そのうち本人、または保護者が学業継続を希望していたにもかかわらず、学校が退学を勧めた事案が32件認められたことはまことに残念なことだと思っております。議員がお考えのとおり、本人や保護者が学業継続を望んだ場合、その希望に沿うことができる環境を整える、そういう必要があると教育委員会では考えております。

高校生につきましては、岐阜県あるいは他市、学校法人等の所管でございまして、二町教育委員会や笠松町がその対応について指導することはできませんけれども、岐阜県教育委員会は、さきに紹介した文部科学省通知に基づき、各高等学校に適切な対応について指導されたとのことでございます。

これまでに、中学生の妊娠・出産といった情報や相談を羽島郡二町教育委員会は受けておりません。しかし、今後そのような申し出があった場合については、次のような対応を考えているところでございます。

まず、生徒が妊娠した場合には、本人、保護者、学校などの関係者間で十分に話し合い、母

体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行う。この場合、本人や保護者の了解が得られれば、医療機関や教育委員会、町の福祉部局や健康介護部局も話し合いや支援に臨む体制を整える。

2つ目に、この場合、話し合いや支援の基本方針として学業継続を十分配慮する。例えば、養護教諭やスクールカウンセラー等を含めた心と体に対する支援体制を整える。緊急時の連絡先や対応等を保護者、本人と学校で確認して共有する。母体保護を最優先とするために、体育の実技の時間等は、課題レポートの提出や見学でかわりをする。つわり等の体調不良等による欠席の際には、プリント等を準備し、補習を行う。町福祉部局と連携し、出産後の託児施設を紹介する等を行う。

こんなことを考えております。若年妊娠者の学業継続機会の消失、将来の非正規雇用リスク等を減らすことは、貧困対策にもつながることだと考えております。

2019年3月に岐阜県学校保健会から発出されました性に関する指導の手引におきまして、妊娠したかもしれない女子生徒への対応として、個別指導の事例が幾つか示されています。これを参考に、母子の生命を第一優先として、十分、本人、保護者の意向に耳を傾け、希望に沿った対応ができるように配慮していこうと考えております。

お尋ねの性にかかわる教育につきましては、学習指導要領に基づき、保健の授業を中心に、各校で実施しております。児童・生徒が性を正しく理解し、適切な行動をとることができるよう、性に関する指導につきましては、小学校3年生から始まる保健の授業を中心としながら、人間教育、人権教育であるという認識をも大切にして、特別活動や道徳、学校教育活動全体を通して必要な指導を行っていきたいと考えております。

○議長（伏屋隆男君） 堀環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私からは、プレミアムつき商品券の対象者、申請状況、指定された店について御答弁させていただきます。

今回のプレミアムつき商品券につきましては、消費税の引き上げが家計に与える影響を緩和しまして、地域における消費を下支えすることを目的としております。

今年度分の住民税が課税されていない方、そして子育て世帯が購入対象者となっております。

非課税の方の購入までの流れといたしましては、7月下旬に購入対象と思われまして2,591世帯3,817名の方に町より購入引換券交付申請書を送付させていただきました。現在、役場2階に申請窓口を設置いたしまして、購入希望の方は持参か郵送にて申請をいただき、内容審査の上、購入対象者となる方には後日、購入引換券を郵送させていただきます。そして、その後、販売窓口にて商品券を購入していただくと、そういう流れとなっております。

申請を受け付けた人数といたしましては、きのう現在で576人、割合としまして15.1%となっております。



また、子育て世帯につきましては、申請が不要となっておりますので、3歳半未満のお子さん  
の人数分の購入引換券を世帯主に送付をさせていただきます。対象者は566世帯637名となっ  
ております。

この購入引換券は、9月20日より順次郵送させていただき、同日より笠松町商工会、役場、  
中央公民館、松枝公民館、総合会館にて商品券の販売を開始いたします。商品券の利用は、増  
税日であります10月1日からでございます。そして、来年の3月8日までの約5カ月間、利用  
できるものでございます。そして、利用できる店舗は現在86店舗となっております。以上で  
ございます。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 私のほうからは、幼児教育の無償化についての中  
の主食費、副食費の金額及びゼロ歳から2歳児における無償化の対象人数についてお答え  
させていただきます。

最初に、主食費の金額でございますが、この主食費の金額は各施設で決定しており、その  
金額は施設ごとで異なっております。

参考までに、主食費につきましては、松枝保育所、下羽栗保育所は610円、笠松保育園は410  
円でございます。なお、笠松保育園におかれましては、10月から450円にされると聞いて  
おります。また、10月からの副食費は、保育所ともに国が示している額の4,500円にされ  
ると聞いております。

次に、ゼロ歳から2歳児までの住民税非課税世帯の対象世帯数と人数につきましては、  
令和元年9月現在、11世帯12人でありまして、その内訳は2歳児が4人、1歳児が6人、  
ゼロ歳児が2人でございます。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧にありがとうございました。

まず、選挙権の行使についてですが、5施設、病院と老人ホーム等の指定がありましたが、  
もちろん私たち、選挙する者としてきちんと施策等をわかっていることはとっても大事だ  
なということを思ったんですね。不在者投票、期日前投票、そして自分が選挙権を行使する  
権利、そして積極的に行っていかなければならないと思いますけれども、これからますます  
高齢化が進みます。そうすると、やっぱり選挙する場所とか、例えば寝たきりになった  
場合を心配します。たしか不在者投票の中か、病院の投票だったか、投票できる人も  
要介護5以上であることとか、視力のない場合に、代筆をしてもらう場合の申請とか、  
やはり権利を行使するための住民としての手続の仕方が幾つかあるんだなということが  
わかりました。そのうちで特に不在者投票の仕方についてだけ、少し説明をしていただ  
けませんか、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それではお答えをさせていただきます。

議員さんお尋ねの不在者投票の制度の中で、御質問で例を挙げてお示ししていただいた部分について、御回答させていただきたいと思います。

まず、名簿登録地以外の市町村における選挙管理委員会における不在者投票ということで、具体的には、例えばお仕事の都合で数カ月遠方に行かれるとか、例えば出産等で里帰りをしてみえるというような方があったときに、今の住まいのほうに名簿登録のしてある選挙管理委員会に投票用紙を請求いたしまして、そちらから現在おられるところの選挙管理委員会ですね、例えば、鹿児島の方が笠松に見えて、鹿児島へ請求して笠松町の選挙管理委員会に持って来て投票されて、鹿児島のほうへ私どもの選挙管理委員会を送致するといったような制度が一つございます。

あと、今の障害の方のお話が出ましたが、もう一つには、郵便投票による不在者投票というのがございまして、議員さん御紹介いただきましたように、障害者手帳を保有しておられますとか、あと介護認定の5というような方が対象になってまいるわけでございますけれども、こういった方々は投票用紙を請求していただいて、自宅において投票してまた選挙管理委員会のほうに郵送していただくというような制度が現在ございます。

これらの制度につきましては、それぞれの選挙の執行時におきまして、広報等で皆様に制度紹介をしながら、投票率の向上といえますか、そんな制度の周知に努めさせていただいているというところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 実は、私がとっている新聞に書いてあった方なんですけど、私はカナダから投票するために、在外選挙人証を申請しましたが、3カ月たっても届かず、投票ができませんでした。

この方の感想としては、投票権がすごく軽く扱われているような気がするんですけど、本当は、政府を挙げて投票してほしいとするのが本来ですので、ほしくないはずはないと思いますけれど、なかなか在外になったら、私のところも、ことしは選挙権のある一人が外国にいまして、放棄してしまったんだと思っていますけれども、この投票するためには、まず日本を出るときに、それなりの手続の中で外の国にいるということがわかるんでしょうか。わかるような手続をして日本から外国に行くと。そして、外国でやろうと思ったら、その本人からの申請をどこにやって、どういう手続をとったら選挙券が本人のところへ届くのか。そして、その選挙券をどこへどうしたらいいか。

そういうようなことというのは、余り笠松町の中ではそんなに起こることはないだろうと思

いますけれども、手続の方法をまず教えてほしいですし、それから先ほど鹿児島の方が笠松町でということ言えば、その本人がまず投票をしたいよということをその、例えば鹿児島に行っていたら鹿児島のいるところで笠松町の選挙に参加したいというのを言うのが本来なのか、笠松町の選挙管理委員会に、私は今鹿児島にいるけれど、笠松の人間なので、選挙する投票証を送ってほしいというところから手続が始まるのか、どっちですか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

後先になりますけれども、鹿児島のお話ですけれども、基本的には選挙人名簿に登録してある地の選挙管理委員会、そこが選挙を執行しておるわけでございますので、今のお話で、笠松町の方が、例えば鹿児島に里帰りしてみえた場合には、笠松町の選挙管理委員会に対して、今、たまたまこういう事情で鹿児島のほうにいるけど、不在者投票をしたいということで、投票用紙の請求書を請求していただきますと、私どもの選挙管理委員会からその方の今、現住されるところにその用紙を送付させていただきます。

それで請求していただきますと、今度、投票用紙とかをあわせて、これは開封しないでくださいというような封筒一式、本人さんのところにお送りします。そうすると、その封筒を今、現におられる鹿児島市なら鹿児島市の選挙管理委員会へ持って行っていただいて、そこで不在者投票管理者の立ち会いのもと、投票していただいて、鹿児島のほうから笠松町の選挙管理委員会に送致をしていただく。こういったような事務の流れで、不在者投票を行っていただくというようなこととなります。

それと、最初の在外選挙制度のお話でございますが、おっしゃるとおりで、仕事とか留学等で海外に住んでおられる方が、海外にいながら国政選挙に投票できる制度でございます。

この方法といたしましては、まず、出国時申請と申しまして、出国前に国外へ転出届を提出する前に、市町村の窓口で申請するというような方法と、もう一つは、在外公館申請という制度がございまして、こちらは出国後に居住している地域を管轄する日本の大使館ですとか、総領事館、こちらのほうに申請する方法がございまして、事細かな書類のやりとりはそれから申請等に基づいてやっていくということで、今、在外の選挙制度につきましては、大きく、この2つの制度がございまして、今現在の笠松町でも、3人から4人ぐらいの方が領事館のほうでそういったような申請をしておられまして、制度を利用していただいているというような記憶でおります。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

何はともあれ、選挙権が十分に使われるよう選挙管理委員会もぜひともいろいろと心遣いを。

これまでも、障害者のための車椅子の高さにしてくださいとか、ポスターの張り方を手の届くところにしてくださいとか、いろいろ言いましたけれども、大切な中身ですので、ぜひ選挙管理委員の皆さんも選挙権行使をやりやすくする方法を考えていただけたらと思います。

また、現状に応じて、今5カ所でも、今老人施設がどれぐらいあるかよくわかりませんが、そこにいる方がみずからが投票したいと言わない限りだめみたいですので、そのあたりの考慮というのがこれから必要ではないかと思います。大方の人たちは、もうできないものとしてしまっていたり、それから選挙の関係のことが何も伝わっていなかったりするような気がしていますので、ぜひそのあたりを考えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次に行きたいと思いますが、消費税については、町長がいろいろ言われましたけれど、少子・高齢化の社会になるという見通しは、まさに今のままで行けばそのとおりだと思います。

けれども、社会保障などを消費税で補う、この点が私は、その辺を改めていただかないと税の大もとが変わらないと思います。何にしても消費税は弱い者いじめと私たちは思っておるんですが、少なくとも収入の少ないものほど負担が重くなるという制度であることは間違いないので、政府もこのように複雑ないろいろと対策をとられますけれど、本来そうじゃない税制をきちっとやるべきだと思うんですね。そのあたりについては、どのように思っているのか、お伺いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 税制というのは、非常に複雑で、大変その時代の流れ、変化に応じて、毎年のように変わっていくと。これは私も非常に認識しておるところであります。ただ、この消費税の問題というのは、私が考えるに、既に国内の問題ではないと、そういうふうに認識しているわけです。

といいますのは、議員御承知のように、今日本は借金がある。1,000兆円もあると。これは世界経済においても非常に大きな影響がありまして、既に麻生財務大臣でしょうか、国際会議におきまして、日本が基礎的財政収支、プライマリーバランスというものを皆減することを約束してしまったと、それでその方法として消費税の引き上げということを、そういった公の場で明示されたと。

もし、仮に今回消費税の引き上げをやめたらどうなるかといいますと、一般的評論家が言うには、日本の経済的信用ががた落ちになり、そして株価が下がって国債が暴落する。そうしますと、かつてのリーマンショックのような雇用のとめとか、せつかく上向いた雇用状況も悪化して、正社員が首を切られるとか、あるいは就職したくてもなかなか就職できずに失業者がふえていくと。そういうことになると、一番痛みをこうむるのはやはり生活に今苦しんでいらっしゃる方が真っ先に痛みを受けるんじゃないかと。

確かに消費税によって、多少、生活に負担や痛みが生じることはわかりますが、私の考えとしましては、これは日本の財政基盤を守るための予防措置として、私はこの消費税引き上げを認識しております。将来に大きな禍根を残さないために、今、多少なりともやっぱり痛みを分かち合う、そういった姿勢がこれからの日本の社会、高齢化、成熟社会に向けて必要ではないかと、そういうふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 立場の違いもありますが、消費税というのは間違いなく弱い者いじめであると思います。そして今、そういう中で貧富の差がますます広がり、そして中小業者の多くの方たちが随分お店を閉めようとしていると、きょうもニュースでやっていましたけれども、この消費税によって確かに保育所の無償化だとか、いろんなことがあって、物も言いにくいような部分もあるんですけども、私はやっぱりこの制度そのものは余りやっていい税制ではないというふうに考えております。

世の中の動きも世界の動きも見ながら、その場しのぎではなく、大きな世界の動きの中で本当に一人一人の人間を大切に生きていく道をきちっとさせていく、そうした展望のある政治に変えていくということの上での大事な中身になると思いますので、この消費税をどう見るか、とりやすいということ言えば、間違いないでしょうけれども、でも、それが本当に経済の支えにはならないと思っておりますので、今後とも見詰めていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、中高生の妊娠の問題ですが、国会での質問もありまして、今、教育長さんが言ってくださいましたように、動いていますし、見方も女性も、特にジェンダーのことも今叫ばれる時代に、女性の生き方として、本人そのものも含めて、本当に女性として人間として、そして子供を産み育てる人として成長し、立派な社会人になってもらいたいと思っているわけです。教育長さんが言われたような対策がどんどん進み、そして羽島郡の中学生などに、このようなことがないということでは安心をしました。教育の始めでは、やはり性教育の問題や小学校3年生からということですので、生理が始まったところから始まるのではないかと思います。私たちの時代よりも男女ともに中学生ぐらいになったらお互いに責任を持つ意味でも、そうした性教育は必要ではないかと思っておりますが、その点では教育長さん、今、教育の場では、中学校なんかでは男女ともになのか、よく私たちの時代は、男の子とは別で教育され、そしてということだったんですが、今、家庭科も含めてやっぱり男女ともに行けるところまではきちっとやるべきではないかと思っておりますが、その点でのお考えをお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 実際に、子どもも懸念していないわけではなくて、例えば、中学生の

情報のアンケートをとりますと、中学校3年生の全体の半数が携帯電話を持っていると。そして、中学校3年生では、そのうちの50%しかフィルタリングしていないと。

一方、例えばネットで性という言葉で検索すると2,300万件のヒットがあると。しかもその中には有害な情報も大変たくさん含まれていると、こういう環境にあって、私どもが子供たちに性に関する指導というのは、一層充実させなければならないと思っています。

教科書を見ますと、例えば、小学校の3年生は体の変化について勉強するわけですがけれども、中学校については、例えば、心と体のつながりという単元が設けられたり、それから不安や悩みへの対処ということであったり、生殖機能の成熟という単元であったり、性とどのように向き合うかと、それから感染症エイズ等まで学習を進めることになっていまして、一層私どもは性に関する教育につきまして、学習指導要領に基づいて、全ての学校教育活動を通じて、適切な指導をしてまいりたいと考えています。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

本当に、教育長のもとで羽島郡の子供たちは健康に伸びていっているのではないかと思います。本当に丁寧な御答弁ありがとうございました。また、町長もいろいろありがとうございました。また、これから残り少ないですが、見詰めていきたいと思っておりますので、お願いいたします。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問を続けます。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めての答弁ということで緊張されておると話なんですけど、とてもそういうふうには見えなかったですね。私のほうがどきどきしていますけれども、私も最初議員になったときからずうっとお話をさせていただいておりますので、かれこれ20年ぐらいのおつき合いにはなるかなと思うんですけども、6月に町長選挙が行われ、そこで町長になられた古田町長の最初の一般質問です。

私も、皆さんから古田さんってどんな人とよく聞かれます。3期12年間議員の同僚として一

緒に活動してきましたが、町長として相対するのは初めてのことであります。そこで、7月の臨時議会で表明された所信を通して、町長像を捉え、皆さんのお伝えすべく質問をさせていただきます。

古田町長さんには、所信で述べられたように、議会の皆様方とは円滑なコミュニケーションを図りながら町民ファーストの視点で答弁していただければと思います。

まず、冒頭に述べられました歳入をふやし、歳出を抑制とありました。これは当然考えなくてはならないことです。しかし、歳出の抑制についてはさまざまな困難が待ち受けていると考えられます。合併が破綻したときのような誰もが納得せざるを得ないときは、ある程度の理解は得られました。それでも随分反発があったのも記憶に新しいことであります。長く続いた広江町政が変わったということでの理解を得られなくてはなりません、そのことについてはどのように考えておられますか。

次に、2つの基本方針がありました。2つの基本方針とは、1つ、自分たちの資源や強みを生かす。2つ、民間との協働を示されました。自分たちの資源や強みを生かすが、皆さんへの郷土愛の涵養については理解できますが、それを定住促進や経済効果にもつながっていくためには、具体的などのようなことを示していますか、お答えください。

民間との協働では、民間主体に移行と述べられております。指定管理や業務委託などアウトソーシングを考えておられるのですか。具体的に、何をいつごろから移行しようとしているか、お考えをお示してください。

政策の方向性についてでの概要では、民間主導のプロモーション協会の設立を考えておられるようです。具体的な内容は何でしょうか。観光協会とは違う内容なのでしょうか、お答えください。

SNSの積極的活用とありますが、これが双方向性を示す一端でしょうか。これは民間主導のプロモーション協会が行うということでしょうか。

春まつり、川まつり、リバーサイドカーニバルについても見直すとありますが、どのように変化されるのでしょうか、お答えください。

かさまつ応援寄附金の再活性化を考えておられるようですが、先日の岐阜工業高校からの提案のほか、町としてはどのように活性化をする計画を持っておられますか。また、用途を学校教育関係を初め、町民の生活向上に直結する事業とされていますが、具体的な事業はどのようなことを考えておられますか、お答えください。

歳出の抑制の筆頭に、塵芥処理費の削減を上げられております。羽島郡議長会で一緒に研修した生ごみの水切りやダンボールコンポストを示されております。例えば、水切りした生ごみをどうしようとされているのですか。とりあえず、水切りをすることで重量を減らすという前提なのでしょうか。

また、ダンボールコンポストでは、その成果物の処理を確立しなくてはならないと考えていますが、具体的なお考えはありますか、お答えください。

ぬくもりタウン笠松構想を上げられ、ケア・コンパクトシティと銘打って、高齢者福祉の先進地とあります。具体的な内容をお示してください。

また、公共施設巡回バスのルート変更や増便を考えておられるようですが、具体的内容や時期についてもお知らせください。

民間事業者との協働による介護・認知予防事業の内容を充実とありますが、どのような民間業者を示していますか、お答えください。

子育て世代包括支援センターを活用し、ユニークで楽しい子育てセミナーを計画されているとありますが、どのような内容でしょうか、また子育て世代包括支援センターの具体的な姿をお示してください。

安全・安心では、自助・共助・公助の理念に基づいた地域防災力の強化とありますが、具体的な内容をお示してください。また、消防団員の定数確保を上げられていますが、具体的施策はお持ちでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、防犯においては、青パト専用車の導入と団体の設立とありますが、具体的な内容をお答えください。

笠松町第6次総合計画策定とありました。法的には今までのような総合計画は必要なくなりました。どのようなことを考えておやりになれるのか、お答えください。

たくさん質問いたしました。これで1回目の質問を終わります。よろしく御答弁願います。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今回の質問は、今後の町政運営の基本方針についてという幅広いテーマであるため、また質問項目も非常に多岐にわたるため、7月の臨時議会の際に申し上げた所信表明をベースにそれぞれの質問に沿う形で答弁させていただくことを御了承願いたいと思います。

ただし、町長に就任して間もない段階ですので、個人的な考えや思いを中心に述べるものであり、具体的な取り組みにつきましては、これから町長職を担う中で議会の皆様方と円滑なコミュニケーションを図りながら、時には相談もしつつ、町民ファーストの視点で政策立案を進めてまいりたいと考えております。

また、これから御説明する事業につきましても、後の実務レベルの協議などによってはその内容が大きく変わる場合がありますが、不確定要素の多い現代の行政運営におきましては、守るべきものはしっかり守り、変えるべきものは果断を持って変える。不易流行の精神を胸に、柔軟に対応していかねばならないと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。



まず最初に、歳出の抑制への困難についての御質問ですが、財政の改善には歳入の増加策だけではなく、歳出の抑制も不可欠であることは論を待ちません。笠松町がこれから多様化する住民ニーズに応えつつ、他の自治体に負けない魅力あるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に町税を柱とした歳入増が不可欠であり、新しい視点での稼ぐ方法も考えていかねばなりません。そして、歳入増加策とともに、歳出の抑制を図ることでバランスのよい財政基盤の構築を目指す必要があると考えます。

確かに、議員が御心配いただくように、こうした町民の皆様に痛みと負担をお願いする施策にはある程度の批判や反発は予想されます。しかし、だからこそこれからの笠松町のまちづくりへの方向性や私の思いや考えをしっかりと町民の皆様にお伝えしなければならないと考えております。

また、議員が御指摘されたように、今回の町長選挙が凶らずも無投票であったこともあり、新しい町長はどんな人間なんだと感じておられる方も少なからずいらっしゃると思います。そこで、私の人となりを知ってもらう機会としても、10月以降にタウンミーティングを町内会連合会の協力のもと、3校区9カ所で計画しております。

また、タウンミーティングだけでなく、要請があれば町内会の集まりやあるいは町内各地で開催されておりますふれあいいいきサロンにも出向いて、積極的に対話の形成に努めてまいります。その場でいただいた意見や要望を参考にしつつ、課題解決や政策の改善に取り組むつもりですので、議員におかれましてもこのような機会がありましたら、ぜひとも御案内いただけますよう、御協力をお願いしたいと思います。

続きまして、自分たちの資源や強みを生かすが、定住促進や経済効果にどのようにつながっていくかをお答えいたしますが、その前に、私が考える自分たちの資源や強みを生かすについてももう少し詳しく説明させていただきます。

これは、国の示したモデルやよその地域の成功事例をそのまま取り入れるのではなく、この町固有の風土や文化、歴史的遺産をまちづくりに積極的に生かしていこうという考え方であります。

議員も御承知のように、この笠松町には他に類を見ない固有の資源や強みが数多くあります。例えば、歴史をひも解きますと、江戸時代には、江戸、高山、日田とともに全国に4つしかなかった天領に位置づけられ、美濃郡代が置かれました。明治維新の折には、この地に笠松県が誕生し、郡代陣屋が岐阜県最初の県庁所在地になりました。

こうした町の歴史は、県の重要無形民俗文化財にも指定されているお奴大名行列や芭蕉踊りとして今日も地域に受け継がれ、文化や芸術への関心が高い町民性の背景となっております。

また、木曾川の豊かな自然は、常に笠松町に多くの恵みをもたらしてきました。古くは、河川交通の要衝としてこの地を繁栄させ、現在では笠松みなと公園、サイクリングロードなどが

町内外から多く人が集まる憩いの場やイベントの拠点として利用されております。

このほか、名馬オグリキャップを生んだ笠松競馬場は、全国にその名をとどろかせ、名鉄名古屋本線の特急が停車する笠松駅は、将来的には駅周辺が名古屋圏のベッドタウンとして再開発される可能性を秘めております。

問題は、これら資源や強みの活用の仕方であります。私は、現行のリバーサイドタウン笠松計画と調整しながら、まちづくりの軸として全面的に打ち出していけば、笠松町そのものが魅力的なブランドとなり、地域の付加価値も高まっていくと考えております。ブランド化は町民の誇りを高め、子供たちの郷土愛を育み、地元商工業の発展、地価の上昇による固定資産税の増収にもつながると思います。そして、それは町外の人たちに対しても笠松町に住んでみたい、笠松町で商売をやってみみたいという機運を高め、やがては定住促進や経済効果へと結びつくのではないかと期待している次第であります。

続きまして、民間との協働についての考えを御説明したいと思います。

地方の行く末には、人口減少という大変大きな壁が立ち塞がっております。財政も厳しく、行政課題もふえ続けています。こうした先行き不透明の時代の中で、笠松町のような小さな自治体が生き残るためには、従来のように大半の事業を行政主導で行うのではなく、内容によっては民間に移行し、行政はバックアップに回るといった仕組みへの転換を図るべきだと考えます。まちづくりに、民間の発想やスピード感を加えることで、事業遂行の効率化や経費節減だけでなく、地域のリーダー育成にもつながっていくと期待しております。

例えば、老朽化した公共施設等の建てかえや整備に関する公共施設等総合管理計画の推進におきましては、公民連携のモデルとして注目を集めておりますPFIやPPPを取り入れることで町の財政負担を軽減したいと思います。このほか、指定管理者制度を初め、さまざまな分野においても民間との協働ができないか、笠松町との御縁のあるNPOなどの各種団体や民間事業者との交流を通して、あるいは専門家の助言を得ながら、時代の変化に機敏に対応できる体制の構築に向けて調査研究を進めていきます。

現在までのところ、そのための具体的な取り組みを計画するには至っておりませんが、新たな事業として政策アドバイザー制度を発足させます。政策アドバイザーは、笠松町にゆかりがあり、なおかつさまざまな分野の第一線で活躍される方を推挙し、任命するものであります。

そして、その方の経験や知識あるいはネットワークなどを町の課題解決に役立ててまいります。第1号には、松波総合病院理事長、松波英寿氏に就任していただく予定であります。

続きまして、プロモーション協会、これはあくまでも仮称でございますが、プロモーション協会の設立についてお答え申し上げます。このプロモーション協会の主たる目的は、笠松町を内外に広くPRするためです。具体的には、笠松町の隠れた魅力の発掘、SNSなどを積極的に用いた情報発信、イベントの企画運営などを活動の柱にしたいと考えております。町主体の

既存事業も新たな視点で改革してもらうことでさらなる交流人口の増加やにぎわい創出を目指します。

なお、協会の設立メンバーにつきましては、できる限り役場職員が主導するのではなく、民間主体で、それも若い世代による斬新な発想とエネルギーな行動力を期待する思いから、当面は笠松町にゆかりのある50代以下で、過去にイベントの企画や運営の経験のある方、SNSなどを用いた情報発信にノウハウを持つ方などを中心にスタートするのが理想的ではないかと考えております。

ただし、立ち上げ後は年齢や町内在住を問わず、笠松町に愛着のある人、またはまちづくりに関心がある人を幅広く募り、地域に溶け込んだ団体を目指していきたいと考えております。

また、観光協会との違いのお尋ねがありますが、そもそも観光協会の定義は法律等で明文化されておりません。また、かつてありました笠松町観光協会が解散してからもかなりの年月がたっているため、当時の内容と比較できませんので、プロモーション協会は全く新しいスタイルの団体であると認識していただければ幸いです。

そして、SNSの積極的活用に関しましては、プロモーション協会の宣伝ツールの一つであると考えています。その方向性ややり方につきましては、協会が立ち上がった後に、会員の間で協議して決めていただくのが望ましいのではないかと考えております。

続きまして、春まつり、川まつり、リバーサイドカーニバルなどの見直しについてですが、何よりも参加している人たち自身が楽しい、見物に来た人たちもおもしろいという思いを抱いてもらうことが大切であります。しかしながら、町のイベントにはマンネリを感じる部分が少なからずあり、過去の議会の一般質問でも取り上げられました。また、参加している方々の高齢化、町内商工業者の減少などの影響もあり、見直しが必要なときに差しかかっておりますので、現行の内容をもう一度精査した上で、これまで各種イベントに携わった方々の意見やアドバイスも参考にしながら、よりおもしろく楽しいものに変えていきたいと考えております。

引き続き、かさまつ応援寄附金の再活性化についての御質問にお答えいたします。ふるさと納税に関しましては、御承知のように一部自治体の不適切な行いを受けて、総務省が返戻率の引き下げや返礼品の内容の厳正化を行った影響もあり、かさまつ応援寄附金の寄附額も平成27年度の約5,700件、約5,200万円をピークに減少傾向にあり、ここ数年は2,500件前後、金額も約3,000万円と推移しております。しかしながら、財政状況が慢性的に苦しい笠松町においては、ふるさと納税は貴重な歳入源であり、再活性化はぜひとも取り組むべき課題であると考えています。

加えて、返礼品を通して、笠松町を全国的に宣伝できる格好の機会でもありますので、笠松町らしさが感じられる品やサービスの開発にも力を入れてまいります。既に、岐阜工業高校の

生徒によるプロジェクトマップは、新たな返礼品として加わることが決まり、新聞等でも報道されまして大きな注目を集めております。

その他の返礼品につきましては、役場でも若手職員が担うタスクチームをつくり、新しい視点でのアイデアを生み出していく計画です。なお、このタスクチームにつきましては、若手職員らのモチベーションを上げることを目的に、主事、主任級の20代から30代の職員有志で各課をまたいで組織いたします。来月早々にもふるさと納税の返礼品開発、これからの広報戦略の2チームに分かれて、調査研究に取りかかり、結果は年内を目標に政策提案書としてまとめ、新しい返礼品の開発も提案書を参考に進めていきますので、どうぞ御期待いただけたらと思います。スタート当初と比べ、制約がきつくなったふるさと納税ではありますが、ピンチはチャンスとして捉え、寄附額のV字回復を目指して、知恵を絞っていきたいと思いますので、議員もアイデアなどがありましたら御教示をよろしくお願いいたします。

なお、いただいた寄附金はこれから検討している巡回町民バスのルート変更、増便に係る費用や特色のある学校教育の実現のために、小学校での英語やプログラミングの授業の充実などに充てたいと考えております。

続きまして、塵芥処理費の削減についてのお尋ねでございます。財政の改善には、歳出の抑制も不可欠であることは論を待ちません。とりわけ、町財政に大きな負担を与えている塵芥処理費用の削減は大きな課題であります。笠松町におけるごみ処理費用は、平成30年度で年間約5億7,000万円、今後新しいごみ処理場の建設事業が開始されれば、県外でのごみ処理を継続しながら、建設事業が並行されるなど、さらなる財政負担の増加は避けられない見込みであり、喫緊の問題であります。

費用の削減には、ごみの減量化や資源化が有効と考えられます。ダンボールコンポストや生ごみの水切りなどは家庭でもできる減量策であり、ダンボールコンポストについては、議員御指摘のように、成果物の処理がネックとなっているほか、台所などから出る発生する生ごみを分別し、生ごみが分解する過程で日々の切り返しが必要であることから、環境意識の高い町民の方々には有益であるとは思いますが、必ずしも広く普及しているとは言えないのが実情であると思います。

ごみの減量化は、それぞれの家庭が状況に応じて、継続して取り組んでいただくことが第一であると考えておりますので、例えば、水切りも一つの減量化の方法でありますし、ダンボールコンポストもまた一つの減量化の方法であります。よって、町民の方々が日々の生活の中で、ごみを減らすことのできるような取り組みを紹介するなどの啓発を継続的に行います。いずれにしてもごみの減量化は、タウンミーティングのテーマの一つでもありますので、町民の皆さんからの意見にもしっかりと耳を傾けながら、より効果のある方法を検討してまいります。

引き続き、ぬくもりタウン笠松構想の具体的な内容についての御質問ですが、これは

端的に言えば、地域包括ケアシステムとコンパクトシティ構想を組み合わせたケア・コンパクトシティという高齢化時代に適応した新しいまちづくりの概念を基本としております。

イメージとしましては、医療・介護・商業・住宅という高齢者が求めるサービスや機能を集約し、それらの施設を徒歩やあるいは町民バスなどの公共交通機関で結ぶものです。あわせて、医師会や歯科医師会を初め、医療機関や介護事業者などの民間事業者との協働による介護・認知症予防事業の内容充実、社会福祉協議会との連携を強化し、いきいきクラブの活性化、ふれあいいきいきサロンの増設、生涯学習の場の提供などにも取り組み、高齢者の生きがいつくり、地域活動への参加を促していきます。

ぬくもりタウン笠松構想の可能性に関しましては、笠松町は地勢的にコンパクトシティの主要要件を満たしているばかりか、他地域を比較しましても、医療機関や介護施設も充実しており、よい条件を備えております。これらの優位性を生かせば、高齢者福祉のモデル地域として注目を集めるだけでなく、扶助費の削減、関連施設への雇用の創出など副次的な効果も期待できると考えます。

なお、このぬくもりタウン笠松構想に関連して、町民バスについてのお尋ねがありますが、これは後ほど岡田議員や田島議員からも御質問いただいておりますので、詳細につきましては、その際に答弁させていただくことで御容赦していただきたいと思いますが、いずれにしましても利便性の向上を図り、多くの方々が町民バスがあつてよかったねと、そういつて思っただけのようなバスにしていきたいということはお伝えしたいと思います。

引き続きまして、子育て支援センターに関するお尋ねでございますが、子育て世代包括支援センターは、ことしの4月から福祉健康センター内に設置し、保健師や助産師等の専門職が子育ての不安や悩みについての相談に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整など、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目ない支援を行っているところであります。

特に、妊産婦につきましては、マタニティー相談やプレママクラブ、妊産婦訪問等を助産師とともに実施しており、今まで以上にきめ細かく、妊婦と家族の実情を把握し、個別の状況に応じた情報の提供や支援計画を立て、継続的に相談に応じるなど、一人一人に寄り添った支援を行っています。設置後、子育て世代包括支援センターについて、町民の皆さんには広報紙で周知するほか、乳幼児健診や子育てサロン等の場、またあらゆる機会を捉え関係機関にも周知させていただきました。そのため、4月以降保護者からの電話相談や学校等の関係機関からの連絡、相談もふえております。今後は、さらに母子ファーストの視点で、笠松町公式LINEを活用するなどさまざまな方法で情報提供を行いながら、妊産婦や乳幼児、児童とその保護者に寄り添う相談窓口として活動していくとともに、妊娠、出産、育児まで切れ目ないきめ細かい支援をしていきたいと考えております。

また、現在、子育て支援の環境づくりとして、民間の方に御協力いただき、子育てサロンや

ちびっこまつりなどを開催し、ベビーマッサージや親子ヨガなど、お子さんと保護者が触れ合うとともに、保護者同士の交流の場としてさまざまな事業を行っております。今後は、さらに妊産婦や保護者の声を聞きながら、関係機関やNPOなど各種団体、また民間事業者とも連携・協働し、ユニークで楽しい子育て支援事業や子育てセミナーの開催なども検討していきたいと考えています。

引き続きまして、地域防災力の強化の具体的な内容について、また消防団員の定員確保についてのお尋ねでございますが、安全・安心のかなめであります防災の取り組みについては、自助・共助・公助の理念に基づいた地域防災力の強化が不可欠であります。

8月に開催しました防災講演会で、講師を務められた村岡治道岐阜大特任准教授のお話がとても印象的でしたので御紹介いたします。

事前の備えと事前の共助と題した講演の中で、村岡氏は避難とは命を守るための行動である。災害から起きて逃げるのは脱出であり、リスクを伴う。まずは、自分の命を自分で守る行動をしてほしいと自助の必要性を強調されました。まさしく、私の考えと同じであります。その上で、多くの自治体や町内会が実施している防災訓練についても、災害が起きてからを想定している敗戦処理だとの厳しい指摘をされました。

その講演を参考に、私が考える共助とは、災害が起きたときに被害を最小限に抑えるために、何をすべきかを住民の皆さんが考えて力を合わせることであります。また、行政の役割は、事が起きてから動く、後手の対応ではなく、被害が発生する前に、住民の方々を安全な場所に避難させる事前の対応、被害を少しでも軽減させる減災に力を入れるべきだと実感しました。今後は、自主防災会の皆さんとも協議しながら、地域防災力の強化に努めてまいります。

次に、消防団員の定員確保につきましては、全国的にも問題となっており、笠松町でも幾つかの町内会の皆さんが頭を悩ましております。ですが、団員の確保には万能薬がないのが実情であります。しかし、その一方で現役の団員の方々にお話を聞きますと、入団する前は消防団に対し、訓練が厳しいなどというマイナスイメージを持っていたけど、実際に入ってみると、仲間がふえたし、操法大会に向けて一致団結して頑張るところは学校の部活みたいで楽しいという前向きな意見が返ってきました。

そこから見えてくる秘策とは現役団員みずからが、消防団の広報マンとなり、またはリクレーターとなり友人や後輩たちを誘うことが最も効果的であると考えます。そのためには、私どもも消防団員、特に若い団員との交流を深め、信頼関係を築いていきたいと思っております。

引き続きまして、青パト専用車の導入と団体設立の具体的な内容についてのお尋ねであります。青パト専用車は、私が議員のころから要望していたもので、町内の犯罪発生率の抑制のための機動力として活躍が期待できます。現行の青パトは、役場の車両にその都度、青色回転灯を装着する、いわば覆面パトカー方式です。岐阜市とか羽島市などが専用車を走らせている姿

を見ると、どうしても印象が薄いという感じを受けておりました。

また、笠松町の犯罪率、高齢者の交通事故の発生状況は決してよいとは言えず、町民の皆さんに防犯や交通安全への意識を高めてもらうためにも、青パト専用車を導入したいと考えております。青パト専用車の運行に関しましては、町内会長さんから選出された地域安全指導員の皆さんを初め、羽島郡少年センター、青少年育成町民会議など各団体の御協力をいただいておりますが、今後はPTAなど子育て世代の皆さんにも呼びかけて、拡大を目指していきたいと考えています。そして、それらの活動が軌道に乗れば、関係者と協議し、相談しながら防犯活動を柱にした新たな団体の設立にも取り組んでいきます。

続きまして、笠松町第6次総合計画の策定についてでございますが、これまでは地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、平成23年5月に法律が改正され、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を諮るかどうかは自治体の判断に委ねられております。

現在、総合計画は町の最重要計画に位置し、総合的で計画的な行政運営の指針であり、長期的な町の将来像を示しているものであり、法的な策定義務がなくなったとしても、次期計画は策定すべきと考え、今年度より着手してまいります。また、まちづくりのビジョンである基本構想についても、住民の代表である町議会の議決を経る新たな条例を今後定めて、町全体の総意による策定である旨を明示していく予定であります。以上であります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 大変思いのこもった答弁をいただきましてありがとうございました。

これで町長さんの人となりというのは、表向きにあらわされたのかなというふうに思っております。ですので、今後の一般質問の中で、さらに引き続きいろいろと参考にさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。本日の質問はこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を続けさせていただきます。

7番 岡田文雄議員。

○7番（岡田文雄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

古田町長、御当選おめでとうございます。無投票ということは、本当に町民からの全幅の信

頼ということで、大変責任の重い町政運営をしていただかなければならないと思っていますので、ぜひ住民のニーズに応えるような町政運営をしていただきますよう、よろしくお願ひいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

まずは、巡回バスの今後の運営についてであります。

公共施設巡回町民バスについては、私ども議員も多くの地域の方々から意見や要望を伺い、一般質問においても、たびたびルートの見直しや本数の増便、運行時間帯や他市町村との連携など、さまざまな質問をしてまいりました。時には検討コースを実際に試乗し、行政とともに改善を図ってまいりました。

現在の1時間1運行、12便の時刻表が定着してからは、わかりやすく便利との声をいただき、多くの方が公共施設や駅、病院へと利用しており、昨年の12月には延べ利用者数が累計200万人を達成するまでになりました。

しかしながら、今後さらなる高齢化社会の進展や、高齢者の運転による重大な交通事故増加のニュースなど、公共交通に対する要望はますます高まるものと感じております。古田町長もこのような住民ニーズを感じ取られ、巡回バスの見直しを最優先課題として早速取り組んでいくことを明言しておられます。

私も、巡回バスは将来、今まで以上に多くの町民に必要な公共交通になると考えております。そして、継続的に巡回バスを運営していくために、受益者負担として利用料の値上げをしてもよいのではないかと考えます。現金の利用者は100円から200円に値上げし、回数券での利用者は10枚つづりを1,500円と割安に販売するなどの方法も必要だと思えます。

また、担当課より巡回バスの運行経費を教えてくださいましたが、平成28年度は約950万円、平成29年度は840万円、平成30年度は990万円のマイナスが続いておりました。将来にわたって巡回バスを走らせ続けるために、運賃の見直しを行い、一般財源を多く持ち出さず利用料で運営できるようにしてはどうかと考えます。

巡回バスの今後の運営のため、運賃の見直しについての考えをお伺ひいたします。

また、近い将来バスの更新も考えなくてはなりません。現在のバスは1台1,700万円もする高価なバスですが、安価なマイクロバスへの変更も検討していいと思えますが、お考えをお伺ひいたします。

現在、巡回バスの乗降者数の一番多いのは名鉄笠松駅であります。その中でも朝夕は非常に多くの方々が通勤・通学の目的で自宅と名鉄笠松駅の移動に巡回バスを利用していることと思えますが、巡回バスの運行時間外、朝の6時台から7時台前半、夜の7時以降については通学・通勤の利用者が多いため、朝夕に巡回バスを増発し、特急バスのように15分間隔で笠松駅を往復するような方法も提案したいと思えます。今まで笠松駅へ送迎している方も巡回バスを利用され、もっと多くの方が利用し、利用量がふえていくのではないかと考えます。ひいては、



そのような方が便利性のよい巡回バスを利用することにより、送迎の必要がなくなり、駅前ロータリーの混雑の緩和にもつながると思います。

さらに、通勤・通学で便利になれば定住者の増加にもつながっていくと思いますので、今回の見直しで朝夕の増便、始発と終発の時間をふやすことは考えているのかをお伺いいたします。

次に、ごみ有料化についての質問をさせていただきます。

今回の議会にて提出されている平成30年度一般会計決算においては、歳出合計68億3,137万2,000円となっており、そのうち塵芥処理費が5億7,782万4,000円であり、地方財政に占める割合は大きなものとなっております。廃棄物を適正に処理する事務は基礎自治体として最も重要な事務であり、町民が生活する上で、または事業活動を行うためには必要不可欠な重要な事務であります。

この笠松町では、境川にあったごみ焼却処理が稼働を停止して以来、新施設が稼働できるまでは、ごみを隣の県まで運搬し処分することにより、町民生活に支障を及ぼすことなく処理しているため、経費を要することはやむを得ないとは思いますが、今後の新施設建設のための財政負担を考えれば、ごみの減量化を図り、歳出削減をしなくてはならないことは明白であります。行政が町民に向かってごみを減量しよう、分別してリサイクルしましょうなどの旗を振ったとしても、ごみを排出する個々の町民、事業者の意識と行動が伴ってこそ、成果があらわれるものであると思います。

そこで、近年の世帯構成を見てみますと、核家族化、単身世帯の増加により、1世帯から出るごみの量が減っていることが推察されます。この家庭から出るごみを収集するためには、4,561万7,000円の委託費を支出し、町内にあるごみ集積場所を1週間に2回収集となっているところを、世帯構成員数が減少となっていることから週1回の収集に見直し、委託費を削減することについての町長の考えをお伺いしたいと思います。

もう一点として、ごみ減量化、ひいては塵芥処理費の削減の目標達成には、ごみ処理を有料化することにより、ごみを出す人が処理手数料の費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、排出量が減少する効果があることから、大多数の市町村が有料化しているところであります。笠松町では、今年度から事業系可燃ごみについては有料としましたが、今後は家庭から出るごみについても有料処理を考えなくてはならないと思います。そのためには、まずごみの水切りなどによる減量化に対する取り組みや、他市町村からの持ち込みごみの現状なども町民に話し、理解していただくことも必要と考えていますが、家庭系ごみの有料化することについての考えと、町民の理解をどのように得ようとしているのか、そのお考えについてお伺いしたいと思います。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 岡田議員さんの質問にお答えします。巡回バスの今後の運営について、まず運賃の見直しについてでございますが、現在の公共施設巡回町民バスは、公共交通網が空白となっている地域の解消と、高齢者を初めとした交通弱者の移動手段の確保を目指し、地域住民の身近な足となるよう運行しております。

巡回町民バスの運行につきましては、これまでも議会により多くの御質問をいただき、議員の皆様とも協議を重ねてきました。現在の町内全38カ所を1時間1運行、1乗車100円の定時・定路線はバス利用者にとってわかりやすく、手ごろな値段として御支持をいただき、昨年度は年間8万2,000人を超える方が御乗車され、巡回町民バスが公共交通として住民の皆様のご生活に密着しているものと認識しております。

運行経費につきましては、議員御指摘のとおり、年間約1,000万円弱の一般財源による負担をしておりますが、昨年行ったアンケートでも、ワンコインでの町内移動は非常に要望が高く、今後も1乗車100円は継続してまいりたいと考えております。

現在進めておりますバス運行の見直しにおいて、利用者のさらなる利便性の向上を図り、より多くの方に御乗車いただけるよう努めるとともに、広告掲載やバス停のネーミングライツなど、使用料以外の収益をふやす方策についても検討を進め、収支の均衡の改善を図ってまいります。

続きまして、バス更新時にマイクロバスの購入を考えたらどうかという御質問でございますが、現行のバスは路線型バスとしてマイクロバスより耐久性の高いバスとなっているほか、乗降口の段差が少ない低床タイプで、高齢者や障害者に優しく、車椅子やベビーカーの乗降がしやすい安全性の高いバスであるため、購入をいたしました。今後、バス更新時には耐久性や安全面も考慮し、総合的に検討し、巡回バスの路線に適した車種等を選んでいきたいと考えております。

続きまして、始発や終発の時間増につきましても、昨年のアンケートにおいて、多くの方より要望をいただいている事項であり、より効果的な時間帯、車両や運転手の手配、そのコストなど具体的な検討を行っているところであります。

さらには、先ほど申し上げましたように、バス運行の全体的な見直しを行う中、来月以降に実施いたしますタウンミーティングにおいても、公共施設巡回町民バスについてを議題の一つとし、町民の皆様からいただきますさまざまな意見を集約し、より公共交通にふさわしく、利用者の利便性向上につながる総合的な見直しを進めてまいります。そして、議員の皆様にも逐次見直し案を御提示し、ともに協議をしてまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2番目の御質問であります、ごみの有料化に関するもの、収集回数を週1回に

変更する考えについてどう思うかという御質問でございますが、家庭系ごみの収集回数を週1回に減らすことについての考えといたしましては、まず平成27年に実施したアンケート調査結果において、現在の収集体制への満足度に関する設問では、満足が約60%、やや満足が約20%という回答をいただいております、8割程度の方がおおむね満足しているという結果が出ております。

また、現在の家庭系から排出されるごみを処理施設のある三重県または長野県に運搬する際には、笠松町から発生する家庭系ごみのほか、事業系ごみ、直接搬入されたごみ、岐南町から排出されるごみをコンテナに積みかえ、1日当たり3台程度の大型トラックを用いて搬入量を平準化し、効率的に運搬しているところであります。

このようなことから、現時点において、家庭系ごみの収集回数変更による減量化の取り組みは想定しておりませんが、ごみの減量意識とその必要性は議員と同じ認識であると思っておりますので、家庭ごみに限らず、その他のごみの収集体制についても調査研究していきたいと考えております。

続きまして、町民に対する廃棄物処理の現状説明と有料化に対する考えについての御質問でございますが、塵芥処理費の抑制のため、ごみ処理の有料化は非常に効果的であり、避けては通れない課題であると認識しております。私の所信にも述べさせていただいたところであります。ごみ処理を有料化するとなれば、当然町民の方々に対する説明責任があり、そのため全員協議会で御説明したように、まずはタウンミーティングにおいて町民の皆様と顔を合わせた形でごみ処理の現状を説明し、課題を共有し、有料化した場合の効果についても触れていきたいと思っております。

ごみ処理を有料化するという事は、目的ではなくごみ減量のための手段でありますので、各家庭が取り組めることは水切りをして排出する。資源となるごみを分別する。不要なものは買わない。食べ残しをなくすなどのさまざまな取り組みがあります。

また、御質問にある他市町からの持ち込みごみへの対策につきましても、家庭から排出されるごみの排出方法を全体的に検討し、効果のあるごみ減量施策を調査研究していきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 7番 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） 2点だけ御質問ですが、あとは要望ということで、お願いしたいんですが、バス1年間で約1,000万、10年間で1億円、そしてバスを買いかえるのに4,500万円ぐらいかかる、1億4,500万が10年でなくなるということですので、何かこれの削減方法とか、これはこのままやっていくのか、その辺のところのお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） バスの収益を上げる方法ですが、確かに今議員が御提案されたように、200円にすると、その分確かに運賃収入がふえますが、心配しますが、200円にすると利用者が減ってしまうこと。そうすると元も子もないではないかと。逆に運行ルートを見直すとか、あるいは増便によって乗降客がふえれば、当然収益はふえます。最初の答弁させていただきましたように、バス停に広告をつけるとか、あるいはその他バスの広告ももっとふやすとか、いろんな方法で営業外収益のほうのようなものをふやして行って、何とか少しでも町から一般会計の繰り出しというのを減らして、健全運営に努めていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ありがとうございます。

とにかく努力をしていただきながら、大変なお金ですからね、1億4,500万もかかるということですので、また我々のほうも削減に協力したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、ごみのほうですが、ちょっと例えを言いまして、1週間に1遍の収集というものを、有料化になる前に1回実験的に行ってはどうか。有料化になりますよ、袋はこうなりますよという、今までは2日に1遍ぐらい来るから出した、水も切らずにそのまま出しているということですが、1週間置けばどうしてもにおうので、水切りをしっかりとしなけりゃいかんというような条件も出てきます。それで一回実験的にそういう方向で進めてみたらどうかと思っておりますので、その辺のところをちょっと意見をお聞きします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ごみの減量化は本当に重要な問題でございますし、先ほどの川島議員さんの答弁でもお答えさせていただいたように、有料化の前にやっぱり減量化というのも考えていかなきゃならないと思うわけなんです。ただ、ライフスタイルというのはやっぱり千差万別でありまして、全ての皆さんがごみの減量化、水切りとか、あとダンボールコンポストの話もありますが、それが協力していただける、あるいはできる環境ではないと思っております。

ですので、タウンミーティング等を通しまして、皆さん方の意見をしっかりといただきながら、その中で多くの方がこれなら考えてもいいと、そういったものがもし見つかるなら、ぜひとも調査研究していきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） 有料化はどういうふう方向でやられるのか、既に検討に入ってみえると思っておりますので、ぜひタウンミーティングでは、住民の皆さんにきめ細かく説明していただくよう、それを要望して終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。どうもありがとうございます。

ました。

○議長（伏屋隆男君） 続けます。5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

今回は、小学校体育館の空調設備の進捗状況についての質問です。この質問は、1年前の一般質問をさせていただいた後の検討結果をお尋ねするものです。

地球温暖化の影響により、ことしの夏も大変厳しい暑さとなりました。暑さを避けるため、小学校の運動会は5月に開催されましたが、ことしはその日だけ猛暑であった記憶があります。また、昨年9月の中野・無動寺合同防災訓練も、大変な暑さの中実施したことが思い出されま

す。十数年前には体育館にエアコンがあるところは全国探してもないと言われてきましたが、しかし最近では、体育館が災害時の避難所の役割を果たすことから、8月31日付の新聞記事には、岐阜市が全小・中学校体育館にエアコン導入という見出しが目につきました。この記事によると、対象は小学校46校、中学校22校、特別支援学校1校などとされ、整備費用は23億から24億円と見積もられ、財源として、国の緊急防災・減災事業債の活用を検討されているようです。

岐阜市では、この9月定例会で、エアコン導入のための調査費など1,700万円を盛り込んだ補正予算を提出されるとのことです。また、9月3日の記事では、岐南町がこの9月議会に町内小・中学校体育館にエアコンを設置するための設計業務委託料を含んだ補正予算が提案されています。

笠松町では、昨年の一般質問の際、良好な教育環境としての整備や、災害時の避難所として使用することもある点などから、早急な対策が必要であるとの前向きな答弁をいただき、今年度の予算において調査研究費11万円を措置されたところです。3月議会において措置いただいた調査研究費の具体的な内容をお尋ねしたところ、設計士に体育館の構造など、建築設計的な調査や、導入が比較的簡単なスポットエアコン方式が体育館のような天井の高い建物において効果があるのかどうか確認してみたいとお答えをいただきました。

そこで、まずお尋ねしたいことは、本格的なエアコン導入には莫大な整備費用が予想され、専門的な調査がもちろん必要だと思うので、既に予定どおり設計士に調査依頼されたのか、されたのであれば、その具体的な結果をお答えください。

そして、岐阜市では莫大な予算に対して、国の緊急防災・減災事業債の活用を検討されているようですが、活用ができるのであれば補助金申請などよりも比較的事務手続が簡略化され、事業の前進が早まると思うので、笠松町ではこの活用はどうかお聞かせください。また、この国の緊急防災・減災事業債は、どのようなメリットがあるのかもあわせてお願いいたします。

本格的なエアコンが早く導入できれば、それにこしたことはないのですが、厳しい財政状況の中では、スポットエアコンの導入のほうが現実的であると考えます。スポットエアコンであれば、配管工事が不要であったり、発電機とセットで設置すれば停電時にも使用できます。また、工事と違い、キャスト一つで移動することが可能なことや、レンタルリース方式により初期投資が抑えられるなどのさまざまなメリットがあります。

そこでお尋ねします。

3月議会のときの答弁でスポットエアコン方式が、夏の暑さに冷房能力が耐えられるかどうかの調査をされるとのことでしたが、一番暑い時期に調査しないと意味がないと思いますので、その結果が出ているのであれば教えていただきたいと思います。

他の自治体とは財政状況など各種条件が違うので、何もかもすぐに設置できるわけではないと理解しています。できるところから進んでいけばいいと思うので、まずは調査結果などをお尋ねして、体育館に関する1回目の質問を終わります。

続きまして、町民バスのルート変更、増便の進捗状況についての質問をさせていただきます。

この質問も、1年半前の平成30年第1回定例会で一般質問させていただいた後の検討状況をお尋ねするものになります。

巡回バスの要望事項には、以前より住民から商業施設への乗り入れ要望が根強くあり、また高齢者の運転事故など社会問題化する中、高齢者の免許返納の土壌づくりは避けられない状況です。そのため、住民の足の確保のためには、現行の巡回バス事業に何らかの検討を加えることは必須であると感じています。

さきの定例会では、1時間に1本というわかりやすい定時運行方式や、安全性確保の点から商業施設等への乗り入れ、そして日・祝日運行は需要が低いことから考えていないとの答弁でした。その後、ニーズ調査、アンケート調査など、調査検討いただいて、3月定例会での全員協議会では、定時運行をベースにした商業施設等への乗り入れ案など、複数の提示をいただきましたが、定時運行を守れば、当然今まであったバス停、特に福祉健康センターなどのバス停の廃止など、高齢者の利用が多い施設が廃止されるなど、本末転倒な案となってしまいます。もちろんこれが最終案ではなく、さらにさまざまな検討を加えていくものだと理解していますので、今回提案を含めた質問をさせていただきます。

先日扶桑町在住の方とお話しする機会がありました。扶桑町では、障害者や介護保険認定者に対してタクシー料金助成に加え、満80歳以上の方にもタクシー基本料金を、年間36回助成する制度を設けられているそうです。また、お隣の江南市では、いこまいCARと称する予約型の相乗りタクシー制度を設けられているともお聞きしました。どちらも電話をかけてタクシーを呼ぶ、タクシーを予約するなど、手間はかかりますが、家まで車が迎えに来る、市内であれば目的地が自由に設定できる点など、メリットも大変多く感じます。

先日の全員協議会でも、タクシー助成などの意見もありましたし、高齢になると足腰が悪くなることに加え、荷物があるときなど、幾らバス停をふやしても、全ての方を網羅することは困難で不便であるとの意見を耳にします。

そこでまず、1つの方法として、タクシー利用による現行巡回バス制度の補填策として、利用料金の助成や予約型相乗りタクシーを検討する価値は十分あると思うので、これらについてのどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

来月、長野県東御市が実施している予約型相乗りバスを視察することになりました。事前にホームページで確認したところによると、通勤・通学時間帯である朝夕は市内を定時運行型バスを走らせ、乗客の少なくなる昼の時間帯は、予約型バスに切りかえる方式を採用してみえます。東御市では、このバスの停留所を自由に設定できる路線バスとされていますが、利用者要望に応じてルートを設定でき、市内であれば乗車地も降車地も自由であるため、家まで迎えに来て商業施設の入り口でおることができるなど、まさにドア・ツー・ドアで移動できます。

さらに、相乗り式予約型バスの弱点である締め切り時間も30分前まで可能である点などは、利用者目線に立った使い勝手の良い制度設計になっています。料金は1回300円と現行の巡回バスに比べれば高くなるものの、さまざまなメリットを考えればタクシーを利用するよりは全然安く済み、利用も十分あると考えます。

前回の一般質問の際には、既に巡回バスによる住民の利便性は確保しているため、デマンドタクシーは現時点、検討もしないと答弁でした。今回、巡回バスルート変更などを検討するに当たり、住民の要望をさらに満たすということであれば、どこかで新たな財政支出が伴うわけであります。そうだとすると、笠松町の場合はなれ親しんだ巡回バスは現行のままとし、多種多様な要望に対しては、小回りのきく予約型バスを導入する併用方式の採用のほうがメリットが多いのではないかと感じます。

そこでお尋ねいたします。平成30年の一般質問の際、予約型バスは検討しないと答弁されましたが、そのとき近隣の自治体などに、予約型バスの利用実績や利用方法など聞かれたのでしょうか。聞かれたのであれば、どのような結果であったか教えてください。

ただ単に、利用実績がよくなかったから予約型はよくないということではなく、予約時間の締め切りが早い、バス停まで遠いなど、使い勝手の悪い制度設計であるから利用実績が悪いのではと考えられ、分析などが必要であると考えます。締め切りやバス停位置など問題があるのであれば、逆に言えば、そこを改善すれば利用状況は向上するのではないのでしょうか。東御市の情報はホームページによる情報程度であり、詳細については10月末の視察を経ないとわからず、東御市の生の情報を生かすことができるのはまだ先になってしまいますので、巡回バスルートの変更など今後の検討や結論のめどはどのようなスケジュールで想定してみえるかをお尋ねいたします。

タクシー助成や予約型バスの検討は、小回りのきく制度として十分検討する価値はあると思うので、検討しませんと切り捨てず、検討をお願いしたいと思いながら1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 5番 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 田島議員さんの御質問にお答えします。

まず1点目、小学校体育館の空調設備の進捗状況について、空調設備設置に向けての調査結果についての御質問でございますが、空調設備業者からの提案や設計士からの技術協力を受け、検討を進めております。

空調機につきましては、天井から吹きおろす天つり型と床に設置する据え置き型があります。天つり型の場合、高層空間も含め全体が冷却されますが、既存の体育館の耐震性の確保、断熱改修の必要性、空調機の設置場所の確保等、構造的な課題、費用も高額となり、財政的な課題がございます。一方、据え置き型については、冷房空気を循環させ、低層空間だけを冷やすこととなりますが、体育館のような高い天井では人のいる空間だけを効果的に冷やすことができるため、現在の考えとしましては、天つり型の空調機でなく、据え置き型の空調機が望ましいと考えており、今後さらに検討を進めていきます。

続きまして、国の緊急防災・減災事業債の活用についてであります。松枝小学校体育館及び下羽栗小学校体育館ともに、笠松町地域防災計画の中で指定避難所として位置づけられており、避難者の良好な環境を確保する対策の一つとして、空調設備は対象事業となります。当該事業債は、東日本大震災及び熊本地震により、地方公共団体が喫緊の課題であります防災・減災対策に取り組んでいけるよう、令和2年度まで、各種施設整備に活用できる事業債であります。

このメリットにつきましては、地方債の充当率が100%、そのうち交付税算入率が70%であり、他の事業債よりも財政的に有利な制度である点です。したがって、据え置き型の空調機の設置に当たり、当該事業債の活用に向けて今後とも調査研究をしていきます。

引き続きまして、スポットエアコン導入済み施設での調査結果についての御質問でございますが、スポットエアコンについて、東京都で多くの設置事例があるということで、荒川区教育施設課に御協力いただき、今年10月に荒川区立大門小学校の視察に行っていました。

荒川区では、昨年度先行して4校設置し、今年度全校設置したそうで、大門小学校は今年度設置されました。規模は下羽栗小学校の体育館と同程度で、床上3メートル程度のキャットウォークの壁面に片側約16メートル間隔で2台ずつ、両側で4台を千鳥状に配置し、冷気を循環させるというものでした。

当日午後、体育館内部の室温は31.8度、湿度58%、熱中症指数27.8度でした。エアコンを作



動させると、冷風が館内各箇所で見られ、体感として涼しく感じました。初動は風量を強としましたが、音や風も気になるほどではなく、ふだんの利用としては、事前に強風で予備冷房をし、授業や集会では弱にして運転するそうです。10分後に風量を下げましたが、体感としての涼しさも維持されており、音や風もほぼ気になりませんでした。

弱風運転から30分後の室温は27.0度で、4.8度の低下、湿度は56%で2%の低下、熱中症指数は22.9度で3.9度の低下がありました。熱中症は温度28度以上、湿度70%以上で危険、熱中症指数は28度以上で危険とされており、十分な効果があると確認できました。また、昨年度設置した小学校では、卒業式では暖房としても利用し、喜んでもらえたとお聞きしました。以上のことにより、導入に向けての調査研究を進めていきたいと考えております。

2番目の質問でございます。

町民バスのルート変更、増便の進捗状況について、デマンドタクシーの調査研究及び導入についてのお尋ねでございますが、今回のバス運行の見直しを行うに当たり、現行の路線バスに加え、小型バスやデマンドタクシーなどの併用を含めた運営手法など、将来町が担うべき公共交通施策について、さまざまな検討を進めているところであります。検討に当たりましては、デマンドタクシーを導入している近隣の市町に導入経緯や利用実績、コスト等をお聞きしたところ、路線バスによる運行効率が悪く、代替サービスとして導入、1日3人から13人程度の乗車、1人当たりのコストは最大で2,000円ほどと巡回町民バスの約7.5倍のコストがかかっている状況でありました。

また、岐阜運輸支局の担当者にも、路線バスとデマンドタクシーなどの併用を相談いたしましたが、現行の自家用有償運送の必需性が薄れる、町内タクシーの事業の圧迫を考慮するようにとのアドバイスをいただいております、現状でのデマンドタクシーの併用の導入は難しいのではないかと考えております。

しかしながら、今回路線バスとデマンドタクシーを併用している先進地を議員の皆様が視察されますので、ぜひとも有益な情報を入手し、私どもに御教授いただき、バス運行の見直しに役立ててまいりたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

引き続きまして、見直し結果やスケジュールについてのお尋ねでございますが、バス運行の見直しにつきましては、私の公約や所信表明にも掲げ、就任当初より担当課とともに検討に取りかかり、近隣自治体との連携や関係機関、団体と個別の協議を行ってまいりました。

また、先月の地域公共交通会議の終了後に、委員の方々と意見交換会を実施し、当町のバス運行の課題や将来ニーズなどを伺う機会を設けました。また、来月以降に行いますタウンミーティングでは、これまでの協議結果や意見を反映した検討方針を町民の皆様にご提示し、広く意見を募り、また議員の皆様と協議を重ねて年内には具体的な見直し案を固めたいと考えております。そして、年明けには地域公共交通会議を開催し、見直し案の御承認をいただき、実施

に向けた周知並びに作業などを進め、新年度の早い段階での実施ができればと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 前向きな答弁ありがとうございました。

先ほど議会運営委員会で、17日2時ごろスポット式の業者の方が来ていただいて、そのスポットエアコンがどれほど冷えるのかというのを、早急に私たちに見せていただけるとお聞きし、大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、令和2年までに活用できる事業債なので、松枝小学校が先にと言われていましたが、下羽栗小学校のほうも総合会館があるといえども、渡らなきゃいけない。音楽の発表のときも、学校のほうがどうしても遠慮して、去年も発表会は体育館を使うということをやったんですけど、私が一言言って、町長さんが総合会館に変更していただけたということなので、ぜひとも両小学校に早くつけていただきたいと思っております。

それで、十分な効果が確認できたということで、これは導入金額とか、買い取りなのか、レンタル、リースなのか、よいところばかりではないと思うので、もしデメリット的な部分があれば、わかる範囲内でいいので、お聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まずお断りしておきますが、まだ松枝小学校に導入するとは決まっておられません。私の考えとしては、今議員がおっしゃられたように、笠松小学校にはある、下羽栗小学校は体育館はないけど総合会館がある。ただ松枝は今のところ避難所になるところにそういったエアコンがないという現状を踏まえて、今の段階ではできたら3校区それぞれそういった場所をつくるのが大事じゃないかと、そういった視点で進めていきたいと思っておりますので、そのあたり御理解願いたいと思っております。

あと、詳細につきましては、先ほどの具体的な数字とか金額につきましては、教育文化部長のほうから答弁いたしますのでお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

スポットエアコンの導入をした場合、まず買い取りで工事で設置した場合には4,500万円ほどかかるということでございます。こちらの工事を行った場合につきましては、緊急防災・減災事業債の対象にはなってきます。リースということになりますと、松枝小学校では6台ということでございまして、約年間450万円ほどかかると算出しております。

ですので、その辺も考えまして、財政の件も含め、検討していきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 4,500万円ということで、通常、普通につければ1億円はかかると言われていたことなので、大分経費は削減されていると思います。やはり今回の千葉のように4日間も5日間も停電になった場合、結局エアコンがあっても使えないというふうになってしまうことに関しては、これがあれば何とかクリアできるんじゃないかと思うので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、町民バスの件ですね。先ほど、今の1時間に1本ということが大変支持されているということで、全員協議会などでも、トミダヤとピアゴのところに停留所ができるとなると、結局45分の中で回らないと安全運転を確保できないということなので、2つの停留所が、今まで既存であるところの中でなくなってしまう。今免許返納ということを町のほうも促しているのに、そうするとまた高齢化社会が、結構団塊の世代の人たちが免許返納になるまでにとか、ドア・ツー・ドアとか、買い物をして左と右にすごい荷物でバス停まで行くに大変だという、そういう要望も次から次へと出てくるわけで、やはり今のバスはバスでワンコインで保っていただいて。隣の岐南町は30分前に予約するというふうでも、なかなか予約しづらいと言われてはいますけれども、大野町は大変人気があるというふうに言われているんです。

先ほど町長さんの答弁にも、タクシー会社の民間圧迫にならないようにと言われてはいますけれども、町民バスが充実すればおのずからタクシーのほうも乗らなくなっちゃうわけなんで、そういう場合、発想を変えて、タクシー業界も巻き込んで、運行を委託すれば車両はジャンボタクシー、ドライバーはタクシードライバーで、逆に仕事が確保されるんじゃないかなと思うんです。

今後の高齢社会に向けて、本当にドア・ツー・ドアの要望がますます出てくると思うので、本当に当町財政が厳しいところではありますが、町長さんにこの間の出馬のときに清美ちゃん何をやってほしいと聞かれたときに、高齢化施策をまず充実していただきたいですねということを行いましたので、町長さんの思いも同じかと思います。一度、タウンミーティングの中でも検討していただきたいと思いますので、そのお考えはどうかお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

先ほども、川島議員さんの答弁の中で触れさせていただきました。ぬくもりタウン笠松構想という、高齢者の福祉のまちづくり、それを重点的にやる、この中でやっぱり公共の足としての町民バスというのは非常に必要なことであります。デマンドタクシーとかあるいは乗り合いバスという、そういったものも確かに魅力的ではありますが、この町民バス、年間8万2,000人、住民1人当たりにはしますと4人以上という、全国的にも非常に成績がいいところなんです。今私が考えているのは、さっきの答弁にもありましたように、強みと資産を生かすこと。まさしくこの町民バス、笠松町の町民バスは強みだと思います。

ですので、まず私の考えとしては、この町民バスの利便性を高めて、今8万2,000人なのを10万人ぐらいに持って行って、さらにいろんな地域の方、事業者とか病院の方にも協力いただいて、ネーミングライツということでバス停なんかには広告を出してもらおう。みんな、町民がこぞって事業者も含めて、公共交通機関としての町民バスを盛り上げることによって、笠松町といえば町民バスだよと、そういった町づくりにすることが、また将来的には定住促進とか、あるいは地域経済の活性化につながると思います。

私の中では、それぞれの施策というのは個別に分離しているものではなく、全てつながっているものと考えております。まずは町民バスの拡充というものに力を入れて、そしてタウンミーティングにおきまして、何度も申し上げますように、皆さんの意見を聞きながら、よりいいものにして、ほかの市町からうらやましがられるような公共交通体系を考えていきたいと思っておりますので、また議員におかれましてもいろいろとアドバイスとか、またアイデア、今度の視察もまた報告等も楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 大変熱い思いをありがとうございました。

私も議員生活20年やらせていただいて、これ20年ずうっと言い続けてまいりました。ぜひとも、今後高齢化社会、この笠松町に住んでよかったと住民の皆さんが思えるような形にぜひしていただきたい。そして古田カラーをますます出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、2時40分まで休憩します。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問を続けます。

1番 竹中光重議員。

○1番（竹中光重君） 伏屋議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、発言いたします。

初めに、笠松町の広報活動について、質問要旨は笠松町歴史未来館での笠松PR活動の促進についてです。

笠松町歴史未来館では、笠松町の歴史、文化、伝統芸能等を、展示活動を通じ、笠松町の魅力を発信しています。昨年度におきましても、昭和初期の笠松をおさめたガラスの板写真展や、講演会、各種講座を開催されました。また最近では、館内ガイダンスを笠松ナビ、ARからユーチューブへ切りかえ、よりよい発信に努めています。

本年度は、笠松町の行事等、ドローンでの撮影に取り組み、4月の桜まつりを初めとして、約16行事の撮影が始まりました。ドローン空撮での写真は、記録写真の域から芸術写真の域に進化し、新たな笠松町の魅力が発信できるのではないのでしょうか。しかしながら、本年度4月の桜まつり、8月の川まつりが雨のため中止となり、撮影できない事案が発生しています。

そこで質問です。イベントの中止によりドローン撮影ができない場合がありますので、来年度も継続するべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

ドローン空撮で撮る動画は、臨場感やリアリティーがあり、人が立ち入れない場所や視点の映像は、その場の雰囲気、光景をしっかりと伝えることができます。笠松町の臨場感あふれるその場の雰囲気、光景をドローンで撮る動画に載せて発信することは、魅力あふれる笠松町のPR活動に必要なものであると思います。

そこで質問です。来年度は、ドローンでの動画撮影にも取り組むべきと思いますが、お考えをお聞かせください。あわせて、よりよい映像で笠松町をPRするためにも、ドローン空撮の取り組みは単年度のみならず、中期的な継続事業として取り組むべきと思いますが、考えをお聞かせください。

続きまして、地域と学校の連携・協働について、質問要旨は、地域学校協働本部の整備計画及び推進委員の育成研修です。

2020年の新学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら未来のつくり手となるために必要な資質、能力を育む社会に開かれた教育課程の実現を重視し、理念の実現に向けて、組織的、継続的に地域と学校が連携・協働していくことが大変重要である。具体的な取り組みとしては、コミュニティスクールや地域学校協働活動の一体的推進が重要であるとあります。

それでは、地域学校協働活動とは何かですが、地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動です。

では、なぜ地域学校協働活動を推進する必要があるのか。それは少子・高齢化や、地域のつながりの減少による地域の教育力の低下、家庭の孤立化、発達障害や貧困といった福祉的な課題など、学校を取り巻く問題の複雑化、困難化に対して、社会総がかりで対応することが求められているからです。そのためにも、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的、継続的な仕組みが必要です。地域学校協働活動の内容として、例えば地域の皆さんが放課後児童クラブのアシスタントや学校の授業支援に加わることや、郷土学習や学校と地域の行事の共催などを実施する場合もあれば、学校の環境整備や登下校の見守りから始まり、放課後や土曜日の教育支援につなげることもできるのではないのでしょうか。

協働活動による効果について、平成27年度の文部科学省のアンケート調査によりますと、子供たちへの効果として、実際に授業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、さまざまな体験や経験の場がふえ、コミュニケーション能力の向上につながった。その回答のそう思うは約89%。実際に授業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、さまざまな体験や経験の場がふえ、地域への理解、関心が深まった。回答のそう思うは約90%。学校への効果としましては、地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた。その回答のそう思うは約70%。協働活動によるよりよい効果があるというアンケート調査がございます。

ただ、地域学校協働活動の推進に当たっては、地域学校協働本部を整備することが有効であり、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。

改正社会教育法では、地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターを地域学校協働活動推進委員として、教育委員会が委嘱することができることとする規定が設けられました。

本年6月には、岐阜大学に設置されたぎふ地域学校協働活動センターの実施による、地域学校協働活動推進委員の育成研修が県内3カ所で始まり、県内の各自治体から推薦された男女53名が参加し、この9月までの全4回で推進委員の心得や活動を学ぶ育成研修が実施されました。笠松町からの参加はなしとお聞きしています。

そこで質問です。学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、学校だけでなく地域社会全体で子供の育ちを支える地域学校協働活動を笠松町でも推進する必要があると思います。そのため、笠松町における地域学校協働本部の整備計画に取り組むべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。あわせて、協働活動推進委員育成研修に積極的に参加するべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 1番 竹中議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 竹中議員さんの御質問にお答えします。

笠松町の広報活動について、笠松町歴史未来館での笠松町PR活動の促進のうち、来年度はドローンでの動画撮影にも取り組むべきではないかという御質問でございますが、当初は来年度予定しております歴史未来館での企画展や、現在の町並みなどの様子を残す事業を中心に考え、静止画のみでの撮影としておりましたが、あわせて動画撮影もして、町のPR活動にも広く活用したほうがより効果的であるという判断から、今年度の契約総額は変えず、静止画撮影を減らした分、動画撮影を追加して、町のホームページやインターネットで情報を発信する各種ツールに提供できるよう契約の仕様を変更いたしました。

続きまして、ドローン空撮の取り組みは単年度のみならず、中期的な継続事業として取り組むべきと思うがどうかという御質問でございますが、今年度撮影できませんでした春まつりの大名行列お奴と、川まつりの花火と万灯流しは笠松町のイベントを代表するものでありますので、来年こそはぜひ撮影し、笠松町のPR活動に活用したいと思っております。

また、今年度10回の撮影を予定していますが、町の風景は季節や年ごとに変わりますので、イベントも大小さまざまなものがあり、写したい素材はたくさんあります。そこで、今後とも定期的に撮影を継続していきたいと考えております。以上であります。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員御質問の2番目、地域の学校との連携協働について、2つの項目についてお答えをいたします。

まず初めに、地域協働本部設置についてでございますが、平成20年度から国は地域の方々の参画によって学校の教育活動を支える仕組みとして、少し名前が違いますけれども、学校地域支援本部事業を推進してまいりました。羽島郡では、児童・生徒が自己有用感、自己存在感、自己充実感をもとに、自分のキャリアを積み上げ活用していこうとする学びに向かう力の育成、それから児童・生徒が地域のよさや地域の期待を学び、地域に暮らす一人であるという認識を深めるためのボランティア活動の推進、この2つを願いとして、平成23年度から学校支援ボランティア事業を開始いたしました。

多くの学校は、教育活動の支援、社会科や生活科を初めとする授業支援でございます。環境整備の支援、栽培園の整備やら学校の除草作業。登下校等の安全をサポートする事業、登下校の見守り隊の活動。児童・生徒のキャリアを支援する事業、職業講話、体験活動の提供。こういったものを柱として事業を整備いたしました。

一方で地域や地域に暮らす人のよさや願いを学ぶことを目的として、地域ボランティアに積極的に参加することを推奨し、中学校では羽島郡で延べ年間2,500人が体験するなど、笠松町の諸行事を初めとするたくさんの機会を準備していただきました。

平成26年度から2年間、地域とともにある学校として学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールを全ての学校に立ち上げました。多くの学校ではコミュニティスクールの委員として、学校を支援していただいています地域支援ボランティアの代表の方々にも加わっていただき、組織をいたしました。

平成27年12月に地域学校協働活動に関して、中教審は、これからの地域と学校の目指すべき方向として支援から連携・協力、個別から統合化・ネットワーク化へと発展させていくことを答申いたしました。

これまでの学校支援本部事業等を基盤として活動を発展させながら、徐々にコーディネート機能を強化し、より多くのより幅広い層で活躍する住民の皆様の参画を得て、活動の幅を広げ、

継続的に地域学校協働活動として実施していくことを期待しました。そこで、国は事業を地域学校協働本部事業と改めました。羽島郡では、参画していただいている方々はコミュニティスクールの委員であるとともに、地域学校協働活動のかなめとして活動に加わっていただいております。地域学校協働本部事業という名前はつけておりませんが、実質、地域学校協働本部事業を実施していることと変わりはないと考えております。

笠松中学校を例にしますと、先ほどの学習支援や環境支援のほかに、松波病院の体育館での出張授業、笠松を語り継ぐ会の代表の鮎鮎街道ウオークの口上の指導、社会福祉協議会の福祉体験発表、退職校長会の皆さんの講話やら、高等学校入試に関する面接実習、郡消防本部の救急救命講習など、幅広く地域の方々の参画を得ているところでございます。

今後は、事業として御指摘いただきましたように、放課後子供教室や、放課後の学習支援をする寺子屋などの実施にも支援をお願いしていくなど、対象を一層広げてまいりたいと考えております。

次に2番目の地域の力を高めるための地域学校協働活動推進委員についてお答えいたします。

全ての学校がコミュニティスクールになって3年目を迎えています。この間に学校の授業、環境整備、登下校の安全確保、キャリア支援等にかかわっていただける方々は、どの学校でもおおよそ確保ができたところでございます。また、退職校長会や町内企業や町とも協働活動が進んでおります。

学校は、最も意図的、計画的なところであるはずですので、年間の学校のカリキュラムを作成するときに、地域と協働し参画していただく活動については、いつどこで誰に何をどのように教えていただくかまで一覧表にすることができるようになり、これをお願いしています。

この年度当初に協働する活動が教育計画に位置づいていること、さらに年間を通して児童・生徒が地域ボランティアとして活動する事業の整備をお願いしております。

この教育活動にきちんと位置づけた整備が整ったところで、御指摘にありました社会教育法第9条の7に位置づけられました、地域の方々と学校の間情報の共有を図り、協働して地域と学校をつなぐ活動の推進のかなめとなる地域学校協働活動推進委員の委嘱をしてまいりたいと考えています。

この見通しの中で、8月30日には学校運営協議会の委員さん、各学校の校長、PTAの代表の皆様を対象としまして、羽島郡二町教育委員会独自で、ぎふ地域学校協働活動センター研修長さんを講師に研修を行ったところでございます。また、同センターが主催する地域学校協働活動推進員等育成研修、この後期研修がございまして、笠松町からは4名の方が受講していただくことが決まっております。

改訂された学習指導要領にある、社会に開かれた教育課程、この実施に向けて一層努力してまいりたいと考えております。



〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） 古田町長さん、宮脇教育長さん、御答弁ありがとうございます。

再質問に移ります。ドローン撮影での笠松町PR活動についてですが、定期的な撮影を継続していくという前向きな答弁をいただき、ありがとうございました。蓄積される動画などは、広報活動やまちの記録として重要なものだと考えます。ぜひ、継続して取り組んでいただきたいと思います。

ドローンの活用について少し視点を変えますと、ほかの自治体ではPR活動に活用する以外にも、道路や公共建築物などのインフラ点検や災害時には被害状況の確認、行方不明者の安否確認などにも活用されている事例があり、当町でもドローンをPR活動に活用するだけではもったいない気がします。

今後のさまざまな場面でのドローン活用について、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、議員から御提言いただきましたように、最近はドローンの活用、さまざまな分野に広がっていると思います。

今お話を承りながら、ふと頭に浮かんだのが、今、台風の関係で千葉のほうでは停電のニュースが持ち切りです。その前に北九州のほうで集中豪雨がありまして、佐賀県だったでしょうか、病院の周りが冠水してしまって、工場から流れ出た油で人が行けないと。そういった陸の孤島になってしまったときに、ドローンがその上空へ行って、安否確認とか、被害状況、または皆さんがどういったふうに過ごしていらっしゃるかということを確認して、非常に役立ったという話をニュースで見ました。

また、PR活動の一環としましては、今業者の方に依頼しているわけなんですけど、それですと、なかなか小回りもききませんし、また著作権の問題で活用できない部分があると思います。これはまだ私のあくまでも個人的な思いつきで申しわけないんですが、例えばドローンで撮影した写真とか素材を、ホームページとかいろんなところでアップすることによりまして、一般の方々にフリー素材として、年賀状とかあるいはSNSなんかでどんどん発信してもらって、笠松町の魅力をアピールする、そういった材料にも使えるんじゃないかと、そう思うわけであります。

そういうことを進めるに当たりましては、笠松町としましては、ドローンの購入も視野に入れながら、ドローンの有効な活用の可能性を今後とも調査研究、検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

古田町長さんの今の思いつきではございますが、ぜひとも購入に前向きに検討していただき、進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、地域と学校の連携協働に移ります。羽島郡では平成20年度から学校地域支援本部事業を推進し、平成26年度からは学校運営協議会を立ち上げ、地域のボランティアの代表も加わり組織し、これまでの学校支援本部等をベースに学校と地域の連携協力体制は構築されており、その活動内容は地域学校協働本部事業を実施していることと変わりはない。また、地域と学校をつなぐ活動の推進のかなめとなる地域学校協働活動推進委員の研修会を開催した。今後の研修にも4名の受講を予定しているとの御答弁であると思います。ありがとうございます。また、8月30日に研修会が開催されましたことは、私の確認不足でしたので、これは申しわけございません。

それで、現状羽島郡において地域ともにある学校づくりに向け、協働活動や放課後等の学習活動、そして体験活動が組織的に、そして継続的に行われ、さらに支援事業の拡大計画と、さらなる発展への取り組みがわかりましたので、私のほうからは再質問はございません。

ただ、今後も多様な活動を継続的な活動において、コミュニティスクールの運営が協働活動の中心であり、必要であると思います。さらに支援から連携、協働へと発展させていく中、新たに加わるコーディネート機能、いわゆる地域学校協働活動推進委員の役割がやっぱり重要であると考えます。

これから推進委員の委嘱におかれましては、研修や情報交換会などを通して、地域に合った推進委員の確保をぜひとも検討していただけますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

---

### 散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時06分